

令和 8 年 6 月 議 会

総務財政委員会報告資料

○報告第 21 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

○報告第 24 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

財 政 局

報告第 21 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

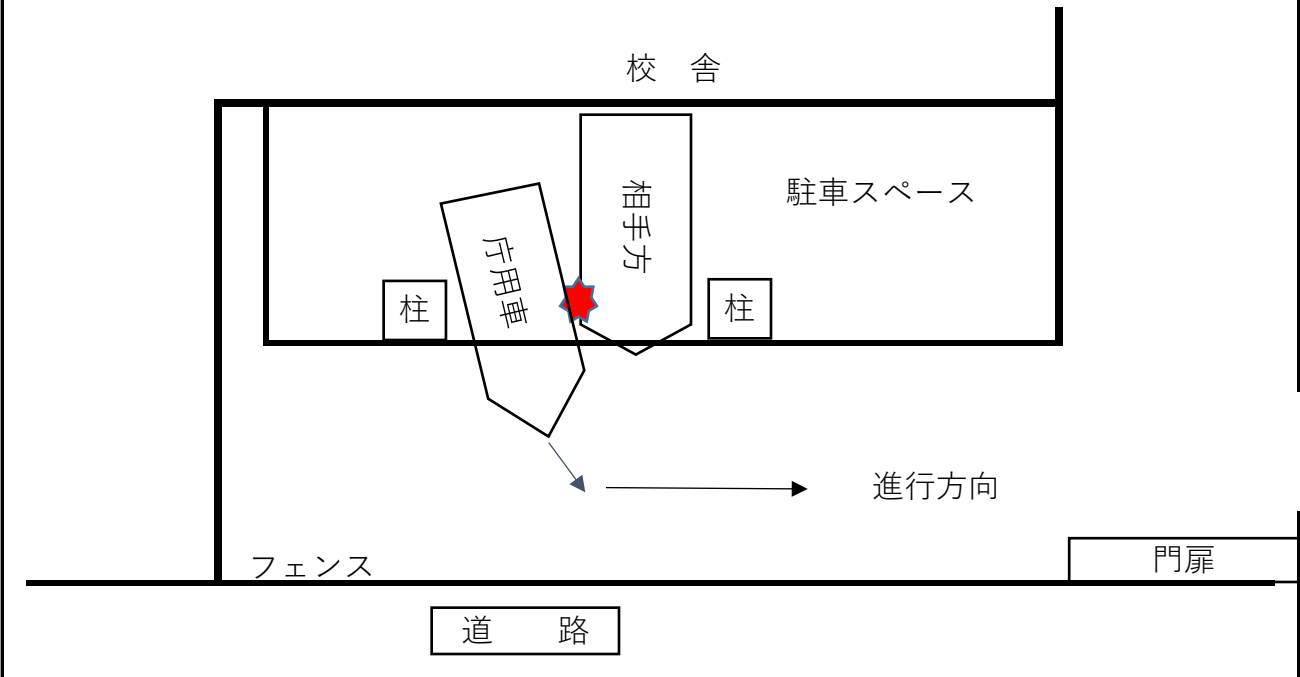
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償額を決定することについて、令和 8 年 5 月 18 日に次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

事故発生日時		令和 7 年 12 月 1 日（月曜日） 午後 3 時 40 分頃 天候：晴れ		
事故発生場所		福岡市博多区博多駅南五丁目 3 番 1 号（春住小学校内）		
相手方	車両所有者	住所	※ 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません	
		氏名		
事故の概要		令和 7 年 12 月 1 日午後 3 時 40 分頃、乗客送迎の運行業務のため春住小学校敷地内の駐車スペースに庁用自動車を一且、駐車後、駐車場所を変更しようと、数回切り返しを行ないながら車両を出そうとしていたところ、左隣に駐車していた相手方乗用車フロントバンパー右側に接触して破損させ、損害を与えたもの。		
損害の程度		相手方	人的損傷	なし
			物的損傷	フロントバンパー右側 損害額 171,864 円 . . . (A)
		市側	人的損傷	なし
			物的損傷	なし
過失割合		相手方 なし	本市 10 割 . . . (B)	
損害賠償額 (A) × (B)		(物的損傷) 171,864 円		

事故現場見取図



詳細図



相手方車両

遠景



損傷部



庁用車スライドドア側

遠景



接触部分（拡大）



報告第 24 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

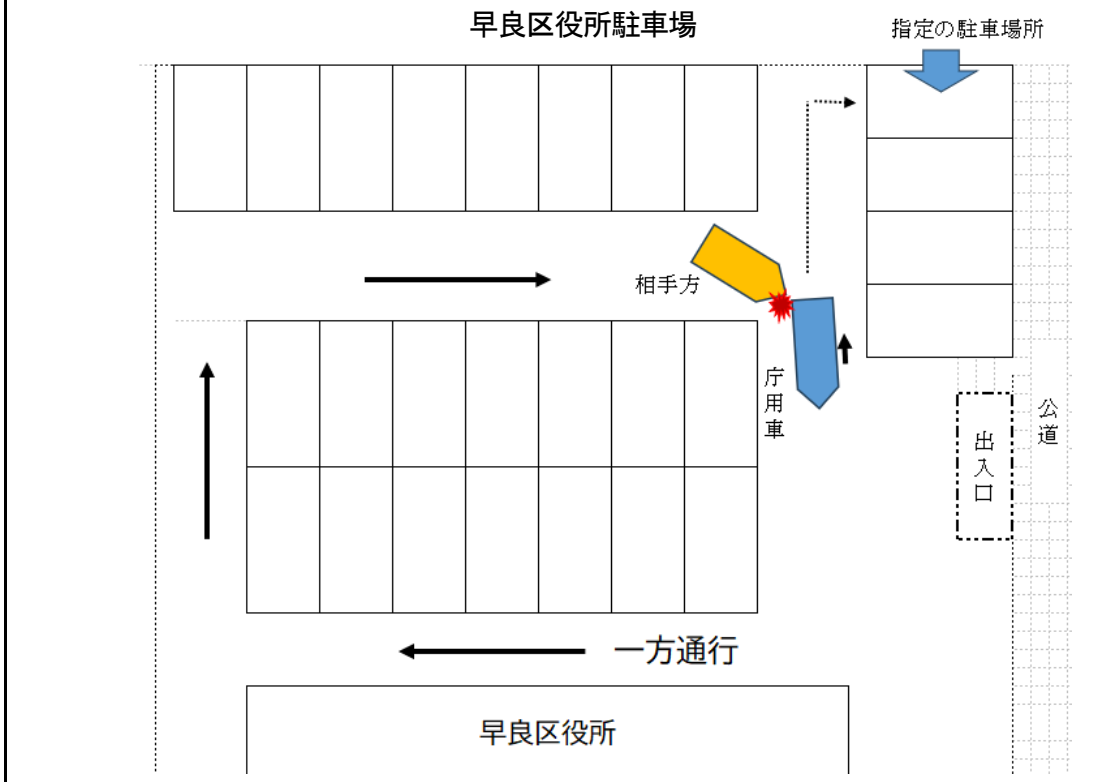
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償額を決定することについて、令和 8 年 5 月 25 日に次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

事故発生日時	令和 7 年 12 月 16 日 (火) 午前 11 時 20 分頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市早良区百道二丁目 1 番 1 号 (早良区役所駐車場)		
相手方	住所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。 </div>	
	氏名		
事故の概要	令和 7 年 12 月 16 日午前 11 時 20 分頃、早良区役所市民部課税課所属の職員が固定資産税に係る家屋調査を終えて帰庁し、同区役所の駐車場の通路において同課所管の庁用車を駐車のため後退させた際、後方に停止していた相手方車両に接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	右前方バンパーの一部損傷 損害額 63,426 円 . . . (A)
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	右後方バンパーの一部損傷
過失割合	相手方 0 割	本市 10 割 . . . (B)	
損害賠償額 (A) × (B)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。 </div>		(物的損傷) 63,426 円

事故現場見取図



詳細図



相手方車両

右前方バンパー



損傷部



庁用車

右後方バンパー



損傷部

